

監事監査報告書

2014年5月21日

学校法人 聖母女学院

理 事 会 御中
評 議 員 会 御中

学校法人 聖母女学院

監 事 清河 雅孝 

監 事 大井 成夫 

私たち監事は、私立学校法（昭和24年法律第270号）第37条第3項及び学校法人聖母女学院寄附行為第13条第3号に基づき、学校法人聖母女学院の2013年度（2013年4月1日から2014年3月31日まで）における学校法人聖母女学院の業務、財産の状況及び計算書類等、すなわち事業報告書、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、消費収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）及び財産目録について監査を行い、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監査の方針等に従い、理事会に出席したほか、理事等から業務の執行の報告を聴取し、重要な決算書類等を閲覧して業務及び財産の状況を調査しました。

2. 監査の結果

(1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、事業報告書、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、消費収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）及び財産目録の記載と合致し、適法かつ正確に学校法人聖母女学院の収支状況及び財産状況を示していると認めます。

(2) 学校法人聖母女学院の業務並びに財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

以上